

千葉市火災予防規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月21日

千葉市長 神谷俊一

千葉県規則第47号

千葉県火災予防規則の一部を改正する規則

千葉県火災予防規則（昭和56年千葉県規則第49号）の一部を次のように改正する。



第4条中「。以下「危険物規則」という。」を削る。

第10条第1項中「及び第4項第2号」を「、第3項第2号及び第4項」に改める。


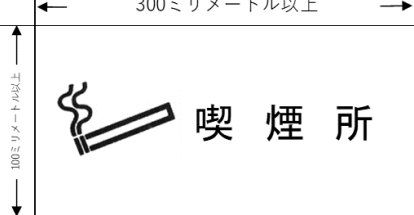
第14条第3号中「第2項」を「同条第2項」に改める。

第15条中「第24条第1項」を「第24条」に改める。

別表第1の9の項及び10の項を次のように改める。

<p>9 禁煙の標識</p>	 <p>地 赤色 文字 白色 図記号は、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するもの。</p>
<p>10 裸火使用禁止の標識</p>	 <p>地 赤色 文字 白色 図記号は、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するもの。</p>

別表第1の12の項及び13の項を次のように改める。

<p>12 禁煙、裸火使用禁止及び危険物品持込み禁止の標識</p>	 <p>地 赤色 文字 白色 図記号は、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するもの。</p>
<p>13 喫煙所の標識</p>	 <p>地 白色 文字 黒色 図記号は、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するもの。</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている標識のうち、この規則による改正後の別表第1の規定に適合しないものについては、なお従前の例による。